８中総防第１１７１号
令和８年１０月２９日

中野区監査委員　様

中野区長　　酒　井　直　人

各種監査結果の意見に対する取組状況について（回答）

令和８年６月１９日付８中監第３３０号で照会のあった、各種監査結果の意見に対する取組状況について、別紙のとおり回答いたします。

記

１　意見に対する取組状況

別紙「令和７年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況」のとおり

中野区
08.10.24
収受

令和７年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（工事）監査

1	①　本来確保されるべき安全措置が徹底されていない事例、区監督員が模範となるべき立場でありながら逆に安全基準に反する行動をとっていた事例は、安全確保に向けた受発注者双方の意識や姿勢に改善の余地がある。区監督員が安全基準に反する行動をとることは、現場に対して安全対策の重要性を軽視する誤ったメッセージの発信になるおそれがあり、改めて安全管理に関する職員の知識の再確認を行うべき事例である。 ②　工事中の事故は人命に係わるばかりでなく、工事自体の進ちょくを妨げ、ひいては区政に対する区民の信用を失墜する結果となる。工事の施行に伴う事故を未然に防止するためには、まず区が受注者に対して安全対策の確実な実施を徹底させることが必要であり、公共工事の発注者としての役割を踏まえ、区監督員自らが模範的な行動を示すことが重要である。その上で、工事現場における安全の確保に向けたガバナンス機能を一層強化させることが求められる。 ③　毎年、新たな技術系職員が採用され、経験年数の浅い職員が増加している現状を踏まえると、安全管理に関する基準、ルール等について再確認する場を増加させることが必要と思われる。職場内研修の充実や新たなOJT計画などを実施し、職員一人ひとりに対し安全意識と基準の徹底を図ることを求めたい。 回答:区長
取組状況	①　区監督員に対し、区監督員が現場における模範となる立場であることを改めて明確にするとともに、安全基準に反する行動が現場へ誤ったメッセージを発信する重大な問題であることを周知する。また、安全管理に関する基礎知識、関係法令及び区の安全基準について、課内の全職員が集まる会議において周知徹底を図る。 さらに、課内職員に対し、労働安全衛生法に定める発注者の責務の再確認を行うとともに、過年度の工事監査指摘事項の周知徹底、安全管理に関する不適切事例及びヒヤリハット事例の共有、事故発生時における即時報告及び全体共有の徹底を図る。また、区内工事現場安全パトロールを実施するとともに、労働基準監督署が主催する安全パトロールへ参加する。 加えて、工事着手前及び作業における適切な時期に、当該作業に係る労働安全衛生法に基づく安全管理基準の再確認を行うとともに、工事現場へ入場する際には安全行動を徹底するよう周知する。 ②　区は受注者に対し、工事着手前の打合せにおいて、安全管理体制、作業手順及び危険を伴う作業箇所について受発注者間で十分に確認を行い、必要に応じて是正指導を実施することで、安全管理の実効性向上を図る。また、区、受注者及び関係者それぞれの

	役割と責任を明確化するとともに、区監督員による現場確認及び是正指導を通じて監督機能を強化し、報告・共有体制を徹底することで、安全管理が不十分な場合には厳正に対応し、組織的かつ実効性のあるガバナンス体制を構築していく。さらに、区監督員が現場に立ち入る際の安全装備及び行動基準を明確化し、チェックリスト等により整理することで、現場関係者間での共有及び遵守を徹底する。 また、課内職員に対し、労働安全衛生法に定める発注者の責務の再確認を行うとともに、過年度の工事監査指摘事項の周知徹底、安全管理に関する不適切事例及びヒヤリハット事例の共有、事故発生時における即時報告及び全体共有の徹底を図る。加えて、区内工事現場安全パトロールを実施するとともに、労働基準監督署が主催する安全パトロールへ参加する。 さらに、工事現場の安全対策については、工事着手にあたり、施工内容に応じたリスクアセスメントを実施し、リスクの低減及び対策の検討を行うとともに、実際の工事現場において安全対策が適切に講じられているかについて監督員が確認することで、工事現場における安全確保を徹底していく。 ③　工事安全に関する関係法令及び基準等について整理した研修を実施し、職員一人ひとりの安全意識及び安全基準の徹底を図るとともに、現場におけるＯＪＴを通じて、実際の工事現場で求められる安全配慮や判断のポイントについて、先輩職員が具体的に指導する体制を強化する。 また、課内職員に対し、労働安全衛生法に定める発注者の責務の再確認を行うとともに、過年度の工事監査指摘事項の周知徹底、安全管理に関する不適切事例及びヒヤリハット事例の共有、事故発生時における即時報告及び全体共有の徹底を図る。加えて、区内工事現場安全パトロールを実施するとともに、労働基準監督署が主催する安全パトロールへ参加する。 さらに、ミーティング等を活用し、工事中の現場におけるリスクの検討及び確認など、実際の業務に基づいた検討を行うことで、安全に対する意識の醸成を図るとともに、課内において安全に関する研修を実施する。